

大阪府育英会 中期経営計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月
公益財団法人 大阪府育英会

目 次

I 中期経営計画策定の趣旨	• • • • • 1
1 経緯・目的	
2 計画の期間	
3 これまでの取組みと成果	
II 奨学金事業	• • • • • 3
1 奨学金の貸付	
(1) 現状と課題	
(2) 目標と具体的取組み	
2 債権管理	
(1) 現状と課題	
(2) 目標と具体的取組み	
III 給付型奨学金事業	• • • • • 13
1 現状と課題	
2 目標と具体的取組み	
IV 経営の安定化	• • • • • 17
1 収支見通し	
2 目標	

I 中期経営計画策定の趣旨

1 経緯・目的

- 大阪府育英会（以下「当会」という。）は、昭和27年4月の創立以来、向学心に富みながら、経済的理由により修学が困難な高校生等に、奨学金の貸付及び給付、その他奨学上必要と認める事業等を行うことにより、教育の機会均等に寄与するとともに次世代の社会を担う有用な人材の育成に努めているところである。
- 平成22年度から授業料無償化制度が開始したこと及び少子化による生徒数の減少により貸付額は減少している。一方、授業料以外の教育費は増加傾向で推移しているが、府内の給与は減少傾向にあるため、教育費は家計にとって大きな負担となっている。加えて新型コロナウィルス感染症の影響によって経済情勢は厳しく、高校生等の修学に支障が生じることのないよう、引き続き教育のセーフティネットとしての役割を担っていく必要がある。
- また、滞納額は年々減少しているものの、10年以上の長期滞納債権は増加し、今後の債権回収はさらに困難になることが予想される。
- このような状況において、奨学金事業等を将来にわたって持続可能なものとしていくため、中期経営計画を策定し、計画期間中の目標を設定して、その達成に向けた具体的な取組内容と今後の収支見通しについて明示する。

2 計画の期間

- 令和4年度から令和8年度まで（5年間）

※ 計画策定後、計画内容に影響を及ぼす事情の変化が生じた場合は、必要に応じ見直しを行うものとする。

3 これまでの取組みと成果

➤ 大阪府育英会では、平成 24 年 4 月に「第 1 期中期経営計画」を策定し、令和 3 年度まで二期 10 年（第 1 期：平成 24 ~28 年度、第 2 期：平成 29 ~ 令和 3 年度）にわたって取組みを進めてきた。

【第 1 期中期経営計画における主な取組みと成果】

(1) 奨学金の貸付

奨学金制度を必要とする生徒・保護者の利用をより促進するため、府政だよりや当会ホームページなどの広報媒体を活用し周知に努めた。

(2) 滞納額の抑制

平成 23 年度末時点の滞納額は 57.7 億円にのぼり、過去の多額の貸付の影響もあり平成 28 年度末には 68 億円に達すると想定されていたが、60.3 億円に抑制し、計画目標 60.4 億円を達成。

(3) 夢みらい奨学金（給付型奨学金：平成 26 年度創設）の給付

平成 26 ・ 27 年度は各 40 名に、平成 28 年度は 80 名に給付（3 年間で合計 160 名）。

【第 2 期中期経営計画における主な取組みと成果】

(1) 奨学金の貸付

奨学金制度を必要とする生徒・保護者の利用をより促進するため、第 1 期の取組みに加え、府内の中学 3 年生全員に奨学金案内チラシを年 3 回（5 月・7 月・8 月）配布するなど奨学金制度の周知に努めた。

(2) 滞納額の削減

平成 28 年度末時点で 60.3 億円あった滞納額を、計画最終年度ある令和 3 年度末時点で 51.6 億円まで削減する計画を、1 年前倒し（令和 2 年度末 50.5 億円）で達成。令和 3 年度末には 48.3 億円まで削減できる見込み。

(3) 夢みらい奨学金の給付

平成 29 年は 80 名に、平成 30 ・ 令和元年度は各 100 名に、令和 2 ・ 3 年度は各 120 名に給付（5 年間で合計 520 名）。計画目標の一年度あたり 80 名への給付を達成した他、給付人数を増加させることもできた。

II 奨学金事業

1 奨学金の貸付

(1) 現状と課題

- 当会では、高校生等が経済的な理由により修学を断念することのないよう、高校等の入学時に必要な経費の支払いに充てる資金として「入学時増額奨学資金」を、高校等在学中に授業料及びその他就学に必要となる経費の支払いに充てる資金として「奨学資金」を貸し付けている。

■ 入学時増額奨学資金・奨学資金貸付制度概要

区分	貸付対象	貸付時期	所得基準 ^(※1)		年収めやす ^(※2)	貸付限度額
入学時増額 奨学資金	借用人：生徒 連帯保証人：保護者	高校等 入学前	国公立	154,500円未満	590万円未満	5万円
			私立			25万円 (通信制は15万円)
奨学資金		高校等 在学中	国公立	251,100円未満	800万円未満	授業料実質負担額 ^(※3) + その他教育費10万円
			私立	347,100円未満	1,000万円未満	24万円 ^(※4)

(※1) 「市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額」により算出した額（保護者合算）

(*政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額)

(※2) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合

(※3) 各学校の授業料年額から、国や大阪府による支援額、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額

(※4) 府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯について、大阪府授業料支援補助金の対象となる場合は貸付対象外

■入学時増額奨学資金・奨学資金 貸付状況

貸付状況		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
入学時増額 奨学資金	人 数	5,788 人	5,161 人	4,605 人	5,005 人	4,054 人
	金 額	9.3 億円	8.2 億円	7.5 億円	7.9 億円	6.7 億円
奨学資金	人 数	27,474 人	25,601 人	23,634 人	21,223 人	19,771 人
	金 額	33.4 億円	31.8 億円	30.2 億円	26.7 億円	23.4 億円
合 計	人 数	33,262 人	30,762 人	28,239 人	26,228 人	23,825 人
	金 額	42.7 億円	40.0 億円	37.7 億円	34.6 億円	30.1 億円

- 大阪府の授業料無償化制度や少子化による生徒数の減少などの影響で貸付は減少傾向にある。しかしながら給与は減少傾向で推移する中、学習塾や予備校の費用、参考書・教材費などの教育費は増加傾向にあるため、授業料も含む教育関係の費用は家計にとって大きな負担となっており、奨学金へのニーズは依然として高い。

■ 授業料以外の学習費

(単位：千円)

区 分	H 22 年度	H 24 年度	H 26 年度	H 28 年度	H 30 年度
公立	393	386	402	427	432
私立	697	729	737	768	740

(注) 文部科学省「子供の学習費調査（区分：高等学校（全日制））」より

■ 給与の状況（大阪府の状況）

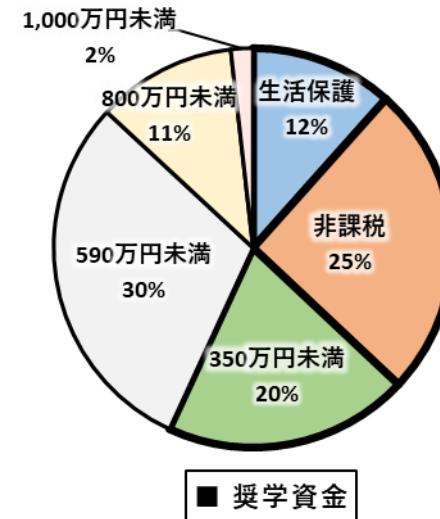
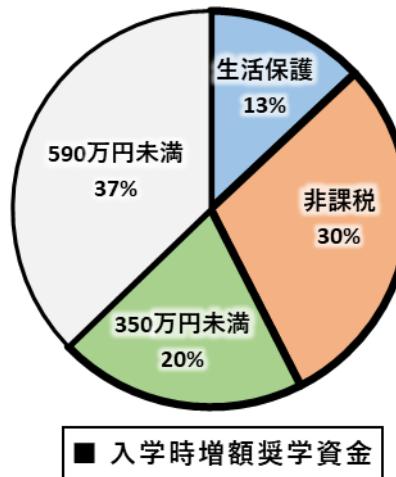
(単位：円)

月 額	H 22 年度	H 24 年度	H 26 年度	H 28 年度	H 30 年度	R2 年度
平均給与総額	341,811	336,238	335,338	334,240	339,214	327,485

(注) 厚生労働省「毎月勤労統計調査【年平均】（区分：事業所規模 5 人以上）」より

- 奨学金貸付事業を利用する高校生等の約6割は市町村民税所得割額が非課税もしくは非課税に準ずる世帯に属しており、経済的に困難な状況にあることが分かる。
- このような高校生等が経済的理由により就学を断念することのないよう、教育のセーフティネットとして役割を果たしていく必要がある。

■ 新規貸付者の所得状況（令和2年度）



(2) 目標と具体的取組み

【目標】

家庭の経済事情にかかわらない自由な学校選択が可能となるよう、生徒・保護者への制度周知に努め、中学校在学中の予約申込みを促進するなど、大阪府の授業料無償化制度と一体となって支援する。
また、高校進学後の生徒の環境変化にも柔軟に対応し就学を支援する。

【具体的取組み】

- 中学生段階での予約奨学金制度の利用をより促進するため、府内の中学3年生全員に奨学金案内チラシを年3回（5月・7月・8月）配布するとともに、府政だよりや当会ホームページなどの広報媒体を活用し、一層の周知に努める。
- 転学する高校生等に対しては、自らに適した教育環境で安心して学習出来るよう継続して支援する。
- 高校等進学後の家計急変などにより就学が困難になった場合には、速やかに緊急貸付を実施する。

2 債権管理

(1) 現状と課題

- 滞納対策として、平成21年度から、新規滞納者発生の未然防止や滞納の初期段階からの滞納者への積極的な接触、支払督促等の法的措置などに取り組む「滞納ゼロ作戦」を展開し、これまで13年にわたる取り組みを行ってきた。
- その結果、平成27年度末時点（滞納額のピーク時）で約60.6億円あった滞納額は、令和2年度末には約50.5億円へと減少し、約10億円を削減できた。

■ 滞納状況の推移

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
現 年 度 収 入 率	87.6%	88.0%	88.2%	88.6%	88.9%	90.3%
当年度収入率(現年度+未期限)	88.7%	89.0%	89.2%	89.6%	89.9%	91.2%
過 年 度 収 入 率	17.0%	17.1%	17.2%	17.3%	16.6%	17.4%
合 計	62.6%	62.6%	61.6%	60.7%	59.6%	60.7%
滞 納 額	60.6 億円	60.3 億円	59.3 億円	57.3 億円	55.1 億円	50.5 億円
前 年 度 比 増 加 額	0.0 億円	△0.3 億円	△1.0 億円	△2.0 億円	△2.2 億円	△4.6 億円

➤ 一方で、10 年以上の長期滞納については、下表のとおり令和 2 年度滞納額が平成 27 年度に比して増加しており、令和 8 年度末においては滞納額全体の約 50% を占める見込みとなっている。

■ 滞納年数の状況

滞納年数	H27 年度		R2 年度		
	滞納額	構成比	滞納額	構成比	滞納額増減 (対 H27)
10 年以上	11.5	19.0%	16.0	31.7%	4.5
5 年以上 10 年未満	21.7	35.8%	18.1	35.8%	△3.6
1 年以上 5 年未満	24.5	40.4%	14.7	29.1%	△9.8
1 年未満	2.9	4.8%	1.7	3.4%	△1.2
計	60.6	100.0%	50.5	100.0%	△10.1

(単位：億円)

R8 年度(見込み)		
滞納額	構成比	滞納額増減 (対 H27)
20.9	49.9%	9.4
13.5	32.0%	△8.2
6.9	16.3%	△17.6
0.7	1.8%	△2.2
42.0	100.0%	△18.6

➤ このように、より回収困難な債権が多くなっていることから、返還交渉がこれまで以上に難航する厳しい回収環境が予想される。滞納が増大すれば奨学金制度の存続に大きな支障を生じかねないため、返還意識の醸成による滞納発生の未然防止、コールセンターや債権回収専門員による返還の督促、さらには長期滞納債権に対する法的措置等による回収強化、回収不能債権の適正管理など、今後も滞納の削減に向けた多様な対策が必要である。

(2) 目標と具体的取組み

【目標】

債権管理の徹底～滞納ゼロ作戦の展開～

- 滞納の長期化などにより、今後の債権回収はさらに困難になることが予想されるため、返還金の確保および滞納額の削減を図る「滞納ゼロ作戦」を重点的に取り組む。
- しかしながら、これまでの推移から予測すると、本計画の最終年度である令和8年度の滞納見込額は42億円（令和3年度末滞納見込額より6.3億円の減）となる見込み。回収困難債権が増加する中ではあるが、中期経営計画（平成28年度から平成33年度）の削減実績と同程度の削減率を目指し、2.2億円程度のさらなる削減（令和3年度末滞納見込額より8.5億円の減）を目指す。

＜参考＞ *第2期計画の削減見込み率（コロナによる猶予1.4億円を除く）：約82%

*従来の滞納ゼロ作戦を継続した場合の削減率（令和8年度末滞納額42億円 △6.3億円）：約87%

更なる取組みを行った場合の削減率（令和8年度末滞納額39.8億円 △8.5億円）：約82%

- そのため、様々な専門的知識を有する人材の活用等により、11ページに記載している新たな取組みを実施し、限られた人的・財政的資源をより回収が見込まれる滞納債権へ重点的に振り向ける。

<数値目標>

(単位 : %)

戦略目標	指標	経営目標値		中期経営計画目標値					戦略目標達成のための活動事項	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8		
奨学金制度の持続的運営に向けた貸付資金の確保	滞納額 (億円)	目標	54.0	49.1	46.7	45.4	43.7	41.8	39.8	9～11ページに記載している取組み等により滞納額の抑制を図る。
		実績	50.5	(48.3)						
	新規滞納者発生率 (新規繰越滞納者数／正常要返還者数)	目標	3.9	3.8	3.75	3.70	3.65	3.60	3.55	新たな滞納者の発生を抑制するため、初期段階の滞納者に対し集中的に電話・文書等により接触を図り返還を促進する。
		実績	3.9	(3.8)						
	滞納者における返還者率 (繰越滞納返還者数／繰越滞納者数)	目標	75.4	75.5	75.6	75.7	75.8	75.9	76.0	滞納者に積極的に接触を図るとともに、滞納金額や滞納期間など滞納者の状況を適宜分析し状況に応じた取組みを行う。この取組みを通じて返還を促進・継続させることで、返還者数の増加はもとより、滞納者の捕捉や時効中断など債権の適正管理に努める。
		実績	75.4	(75.5)						

注) R3 () は見込み

【具体的な取組み】

滞納発生の未然防止と滞納の長期化防止

«継続的取組み»

① 滞納の新規発生の抑制

(貸付前の取組み)

- ・貸付申込時における借用証書の提出により、奨学金の貸付を受けているという意識を生徒自身に持つもらう。

(貸付中の取組み)

- ・当会職員が高校等を訪問して、生徒に奨学金教育を行うにあたり、教職員等に対して協力を依頼するとともに理事長が学長等と直接面談し、さらなる協力を要請する。
- ・高校等へ当該校の卒業生の滞納率などを記載した返還状況表等を送付し、返還指導や奨学金教育に活用してもらうよう依頼する。

- ・当会職員が高校等を訪問して、卒業予定の奨学生に卒業後の返還手続きを説明するとともに、奨学金の趣旨や返還の必要性を訴えることにより、返還意識を高め卒業後の確実な返還を促進する。

(貸付後（返還者へ）の取組み)

- ・返還意識の向上を図るため、在学猶予中の返還者に対し毎年「残高および返還開始時期等のお知らせ」等を送付する。
- ・継続的な返還を確保するため、窓口納付者に対し口座振替への切替えを促進する。

② 短期滞納者への対策強化（未入金期間 1 年未満）

- ・返還期日を超えた者（延滞者）には速やかに電話・文書による督促を行う。
- ・滞納期間が2ヶ月以上の者については、連帯保証人に対し借用人が返還するよう督励する。
- ・滞納期間が3ヶ月以上の者に対して弁護士名による督促文書を送付する。
- ・滞納期間6ヶ月以上の者に対して弁護士名による支払督促申立予告を行い、返還に応じない者については、支払督促申立等の法的措置を講じる。

③ 長期滞納者からの回収促進（未入金期間 1 年以上）

- ・長期滞納者に対して、電話・文書による督促に加え、自宅への訪問を積極的に行うことにより、返還交渉を強化し一層の回収を図る。
- ・返還約束者について、常に返還状況を把握し、不履行の場合は粘り強く継続的な交渉を続け回収を図る。
- ・民間回収会社（サービサー）を活用し効果的・効率的に回収を図る。
- ・資力がありながら返還に応じない滞納者に対しては、強制執行による給与や預貯金の差し押さえを行い回収を図る。

④ 返還困難者への対応

- ・奨学金等の返還が困難な者からの相談に応じ、返還者の就労や所得の状況などを聞き取り、返還方法の変更や返還猶予など個々の状況に即したきめ細かな対応を図る。

«新たな取組み»

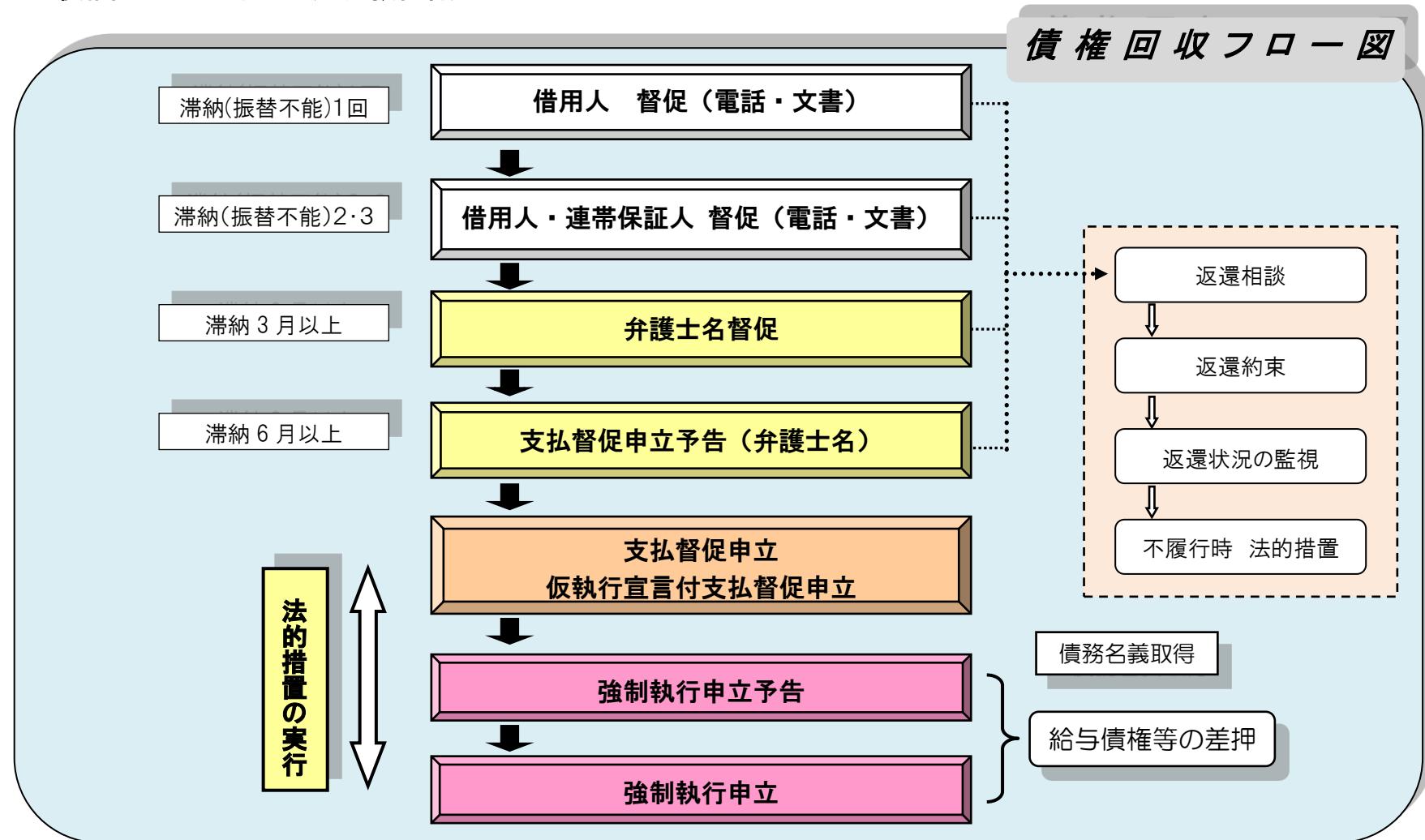
- ・滞納の新規発生の抑制
 - ・高校等を訪問して卒業予定の奨学生に返還手続きの説明を行う際に、今後成人（2022年4月1日から民法上の成年年齢が18歳となる）として金銭貸借や商品購入契約などに関する責任が発生することなどの内容を盛り込み、返還義務の自覚を促す。
 - ・高校等の設置者等へ奨学金の趣旨や返還の必要性等を説明し滞納防止への協力を働きかける。
- ・長期滞納者からの回収促進

資力がありながら返還に応じない滞納者に対しては、給与や預貯金の差し押さえに加え、動産や不動産などへの適用拡大を検討する。
- ・回収不能債権の償却

サービサー委託により概ね10年以上の全ての長期債権について、債務者の現況等を調査のうえ、真に回収が見込めない債権については債権の償却基準に照らし償却を適切に進める。
- ・返還困難者への対応

返還困難者に対しては、就労等の相談や支援を行っている関係機関・団体等に関する情報提供等を行い、生活再建を図るとともに、将来的に返還できる環境づくりにつなげていく。

■ 債権回収フロー図 (口座振替者)



III 納付型奨学金事業

1 現状と課題

- 非常に強い向学心がありながら、経済的に厳しい学習環境にある高校生等の将来の夢の実現を支援するため、府民や民間事業者からの寄附金を活用し、納付型奨学金として平成23年度に「U.S.J.奨学金給付事業」、平成26年度に「夢みらい奨学金給付事業」を創設し、これまでに合計815名の高校生等に対して奨学金を給付した（令和3年度末時点）。
- 高等教育の修学支援新制度（大学等の無償化制度）が導入されたが、大学等進学に向けて必要となる塾・予備校の費用や参考書・模擬テストの費用などの負担は大きいことから、高校生等の夢の実現に向けた支援を継続するため給付型奨学金の事業資金を確保する必要がある。

【夢みらい奨学金給付事業（平成26年度創設）の概要】

- 目的 府民や民間事業者からの寄附金を活用し、経済的に厳しい学習環境にあっても、将来の夢を見据え、自らの得意分野を生かして努力している創造性豊かな高校生等を支援し、大阪・日本の未来を担う人材の育成を図る。
- 納付額 1人 最高50万円 納付人数120名（R3年度実績）
- 納付方法 3年次に20万円 進路確定時に30万円
- 申込資格
 - ・大阪府内の高校等に在学する3年次の生徒であること
 - ・2年次の成績の平均値（評定平均値）が3.8以上で、大学等への進学を希望する生徒であること
 - ・保護者が大阪府内に住所を有すること
 - ・保護者の年収めやす350万円程度であること 等

■ 夢みらい奨学金の申込・採用状況

(単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
申込者数	198	207	273	282	276	245	267	222
採用者数	40	40	80	80	100	100	120	120

【USJ 奨学金給付事業（平成 23 年度創設）の概要】

- 目的 合同会社（以下（同）という。）ユー・エス・ジェイ（USJ）からの寄附金を活用し、しっかりとした将来への夢を持ち、その実現に向けて非常に強い向上心がありながら、経済的に厳しい学習環境にある高校生等を支援し、大阪・日本の未来を担う人材の育成を図る。
- 給付額 1人 最高100万円 給付人数 15名（R3年度実績）
- 給付方法 2年次および3年次に各20万円 進路確定時に60万円
- 申込資格
 - 大阪府内の高校等に在学する2年次の生徒であること
 - 1年次の成績の平均値（評定平均値）が4.3以上で、大学等への進学を希望する生徒であること
 - 保護者が大阪府内に住所を有すること
 - 保護者の年収めやす 350万円程度であること 等

■ USJ 奨学金の申込・採用状況

(単位：人)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
申込者数	71	51	54	139	127	155	154	133	118	134	133
採用者数	5	10	15	10	10	10	15	15	15	15	15

2 目標と具体的取組み

【目標】

- 給付型奨学金事業を継続できるよう資金の確保に努め、経済的に厳しい学習環境にあっても非常に強い向学心としつかりとした将来の夢を持ち、その夢の実現に向けて努力している高校生等を支援する。
- 夢みらい奨学金については、創設時からの応募状況等を踏まえ、毎年 120 名に給付（1 人最高 50 万円）する。
- 企業・団体からの寄附金は経営状況などによって大きく左右されるため不確定な要素が多く、また、新型コロナウィルス感染症の影響により厳しい経済状況となっている中にあるが、給付人数に必要な費用として、年間 6,000 万円の寄附金を確保する。

(単位：千円)

戦略目標	成果測定指標	経営目標値					中期経営計画目標値				
		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
経済的理由により 修学を断念しない 環境づくり	給付型奨学金の 維持・拡充のた めの寄附金確保	目標	40,000	45,000	50,000	50,000	57,000	60,000	60,000	60,000	60,000
		実績	61,440	57,723	57,286	116,006	(65,108)				

注) R3 年度（）は R3 年 11 月末現在

※ U.S.J 奨学金は、(同) ユー・エス・ジェイ (U.S.J) 一社による寄附に基づく事業のため、目標は設定しない。

【具体的取組み】

«継続的取組み»

- 寄附の拡大につなげるため、自治体の教育担当部門や図書館、集客施設などに対し、夢みらい奨学金事業の意義や資金確保の必要性について情報提供を行い周知への協力を依頼する。
- 各種イベント主催者が寄附先団体等を公募するという情報を得た場合には、夢みらい奨学金事業の意義を訴え、寄附先団体に選定されるように努める。
- 寄附者に参加いただく奨学生の認定式の様子をホームページ上で公表し、府民に対し事業の意義を広めていく。
- 寄附していただいた方に対する給付を受けた奨学生の思いを「奨学生の声」として育英会ガイドブックやホームページに掲載し、夢みらい奨学金事業への理解・協力を求める。
- 奨学金給付を受けた夢みらい奨学生に街頭募金（春・秋各2回実施）に参加してもらい、奨学生自らが夢みらい奨学金事業の意義を訴えることにより、広く府民の方々に関心を持ってもらい寄附の拡大につなげる。

«新たな取組み»

- 経済関係団体や企業などに対し、夢みらい奨学金事業の意義や資金確保の必要性について情報提供を行い、寄付金募集周知への協力を依頼する。
- ホームページの刷新等、様々な取り組みを発信するための広報体制の強化を検討する。

IV 経営の安定化

1 収支見通し

【収入】

- 償還金収入は、授業料無償化措置等による貸付額減少の影響から漸減となる見込み。
- 借入金は、授業料無償化措置による貸付事業費の減少等に伴い、新たな発生はない見込み。

【支出】

- 奨学金貸付事業は、今後、生徒数の減少から漸減となる見込み。
- 借入金返済は、令和5年度以降は大幅に減少し、金融機関からの借入金は令和8年度末をもって完済予定。

(単位：億円)

区分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
収入	償還金	78.1	(69.3)	61.3	54.9	49.0	43.4	38.7
	計	78.1	(69.3)	61.3	54.9	49.0	43.4	38.7
支出	奨学金貸付	30.1	(27.1)	25.8	24.2	23.1	21.6	20.2
	借入金返済	18.2	(18.2)	18.2	1.9	1.9	1.9	1.1
	大阪府	0.7	(0.7)	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	金融機関	17.5	(17.5)	17.5	1.2	1.2	1.2	0.4
	計	48.3	(45.3)	44.0	26.1	25.0	23.5	21.3
収支差額		29.8	(24.0)	17.3	28.8	24.0	19.9	17.4

注) R3 年度 () は見込み

2 目標

- 償還金収入は減少傾向にあるものの、償還金回収のためには様々な取組みが必要となり一定のコストを要する。しかしながら、より効果的・効率的な事業運営に努めることにより、償還金回収コストの削減を図る。
- 償還金の回収体制の強化や寄付金募集・広報等の企画業務の充実を図るなど、収入の確保に努める。

<数値目標>

(単位：千円・%)

戦略目標	成果測定指標	経営目標値		中期経営計画目標値					戦略目標達成のための活動事項	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8		
償還金回収コストの削減	償還金回収コスト	目標	—	—	339,078	335,140	331,732	328,796	326,283	より効率的・効果的な事業運営に努め、回収に係るコストの削減を図る。 〔再リースにより使用していたオフコン機器等をR3年度に入れ替えたことによりR3年度からリース料金が増額。〕
		実績	332,442	(335,536)						
法人運営の安定性確保	正味財産比率 (正味財産／総資産)	目標	3.26	3.80	4.97	5.22	5.46	5.69	5.89	償還金、寄付金収入の確保に努め、負債の圧縮を図るとともに、管理費等を圧縮し正味財産の増加に努める。
		実績	3.90	(4.68)						

注) R3()は見込み